

尼崎市教育委員会 1月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和6年1月22日 午後3時39分～午後6時30分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	白 畑 優
	教育長職務代理者	徳 山 育 弘
	委 員	太 田 垣 亘 世
	委 員	中 平 了 悟
	委 員	正 岡 康 子

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	安 田 博 之
教 育 次 長	増 田 裕 一
事 務 局 参 与	能 島 裕 介
管 理 部 長	西 村 和 修
学 校 教 育 部 長	渡 邊 明 美
学 校 支 援 担 当 部 長	中 道 隆 広
社 会 教 育 部 参 与	高 橋 利 浩
社 会 教 育 部 長	橋 本 貴 宗
企 画 管 理 課 長	伊 元 俊 幸
職 員 課 長	西 川 欣 伸
学 校 教 育 課 長	澤 田 慶 太
就 学 前 教 育 課 長	谷 章
社 会 教 育 課 長	松 田 陽 子
ス ポ ー ツ 推 進 課 長	山 本 正 巳

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第1号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- (2) 議案第2号 欠番
- (3) 議案第3号 尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例について
- (4) 議案第4号 尼崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第5号 尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則及び尼崎市高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第6号 尼崎市立学校公文書管理規程について

日程第3 協議・報告

- (1) 尼崎市就学前教育ビジョン（素案）に対する市民意見公募手続の結果及び同ビジョン（案）の策定について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後 3 時 3 9 分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。ここで 1 点訂正させていただきます。「議案第 2 号」につきましては、事務局内における協議の結果、再調整を要することとなりましたことから、「議案第 2 号」の提案を取り下げます。また、「議案第 2 号」は欠番とし、以降の議案番号については繰り上げを行わないことといたします。続いて、日程第 1「議事」の「議案第 1 号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」及び「議案第 3 号 尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例について」は、会議規則第 6 条の 2 第 1 項第 2 号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第 1 号」及び「同第 3 号」は、会議規則第 6 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、公開しないことと決しました。次に、日程第 3「協議・報告」の「尼崎市就学前教育ビジョン（素案）に対する市民意見公募手続の結果及び同ビジョン（案）の策定について」は、意思形成過程等の内容が含まれますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、本件は、会議規則第 6 条の 2 第 1 項第 4 号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。また、「尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について」は、内容に個人情報が含まれますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、本件も、会議規則第 6 条の 2 第 1 項第 4 号に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第 4 の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。

白畑教育長 それでは、これより日程に入ります。まず、日程第 1 の「議事録の承認」についてでございます。1 2 月定例会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりで。内容に質疑等はありませんでしょうか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。1 2 月定例会の議事録を承

認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、12月定例会の議事録を承認することにいたします。次に、日程第2「議事」の「議案第4号 尼崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「議案第4号 尼崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」をご説明申し上げます。尼崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則につきましては、学校教育法施行規則の定めによるもののほか、尼崎市立小学校及び中学校の管理運営の基本的事項について定めることを目的とした規則でございます。今回の改正内容としましては、次の2点でございます。まず、1点目は、夏季休業日の変更についてです。令和5年4月に文部科学省から、教育課程の編成については、各学校において、児童生徒の実態を踏まえつつ、学校の指導体制に見合った授業時数を設定する必要があることから、不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないことが周知されました。本市においては児童・生徒の学力向上に力を入れて取り組んできた経緯から、平成29年度に夏季休業日を短縮しており、阪神間の他都市との比較においては授業日数が多く、授業時数も標準授業時数を上回っている状況にあることから、校長会と教育課程の見直しについて協議を重ねてまいりました。加えて、夏季においては、昨今、特に登下校時の暑さ対策が課題となっている現状において、熱中症になるリスク軽減も図れることから、令和6年度以降は、夏季休業日を4日間延長した「7月21日から8月28日」に変更する規定の整備を行うものでございます。続いて、2点目は、公文書の保存期間「永年」の廃止についてでございます。尼崎市公文書管理制度審議会答申（令和3年10月）の意見を踏まえた尼崎市公文書管理指針の改正により、令和6年4月1日から本市で定めていた公文書の保存期間の一つである「永年」を廃止し、「30年」を新設することで、保存期間が有期限化されることとなります。これに伴い、小学校及び中学校で作成し、管理している「学校沿革誌」及び「卒業証書台帳」は、規則で保存期間を「永年」と規定しておりますので、「学校沿革誌」及び「卒業証書台帳」も有期限化する必要が出てまいりました。しかしながら、これらの表簿は年度毎に更新を行っていくものであり、また、卒業証書台帳については、卒業生への卒業証明書の発行に必要な表簿であることから、学校で常に保管しておくべき文書と考えられますので、「学校沿革誌」及び「卒業証書台帳」については、保存期間を「永年」から「30年」とするのではなく、「常用」の文書として整理し、規則の規定を変更するものでございます。最後に施行期日についてでございますが、尼崎市公文書管理指針において令和6年4月1日付けで「永年」の保存期間の廃止が適用されることから、令和6年4月1日施行としております。以上、簡単ではございますが、「議案第4号」の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

- 白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。
- 中平委員 再度確認するが、公文書の保存期間の「永年」が廃止されるため、「学校沿革誌」及び「卒業証書台帳」の保存期間を「30年」としても問題ないとの主旨か。
- 企画管理課長 「学校沿革誌」及び「卒業証書台帳」の保存期間を「30年」で対応できない事務等があるため、「常用」の文書として管理していくものです。
- 中平委員 学校が廃校した場合は、当該校の文書は廃棄されるのか。
- 増田教育次長 統合校の場合は、統合した学校が廃校した学校の文書を引き継ぐこととなります。
- 正岡委員 保存期間「30年」という年数の根拠は何か。
- 企画管理課長 一世代というくくりの考えの中で、国の方でも「30年」という基準があり、それに準じているものでございます。なお、保存期間「30年」を過ぎると一律に廃棄するというものではなく、所管課の選別、そして歴史博物館のアーキビストによる選別の上、歴史的に価値があると判断された文書についてはしっかりと保存していくものでございます。
- 徳山委員 文書の電子化は行わないのか。
- 企画管理課長 行政の方では電子化が進んでいる状況です。また、市制以前の文書等は原本そのものに価値があることから原本と電子化の両方で保存しているものもございます。
- 正岡委員 常用化するとは具体的にどのようなことなのか。
- 企画管理課長 一般的には文書を手元（執務室）に置いておくということでございます。
- 管理部長 保存年限の区分は「1年」「10年」などがありますが、「常用」は保存年限を定めない文書のことを言います。
- 白畑教育長 実際は、「永年」の規定はなくなりますが、「永年」のような扱いとする「常用」文書として保管していくこととなります。
- 徳山委員 常用文書の保管リストは作成するのか。
- 企画管理課長 公文書であるためリスト化は行います。
- 太田垣委員 保存するかどうかを判断する委員会などはあるのか。

企画管理課長 所管課であれば所管課長が判断する権限がございます。その後、歴史博物館が確認し、所管課の判断が誤っていると考えられる場合は、所管課に意見を付すこととなります。また、市長部局には公文書管理委員会がありますので、文書管理のサイクルを確認し、運用状況についてマネジメントを実施しているところです。

正岡委員 卒業証書台帳は学校で保存されているのか。

学校教育部長 昔は卒業証書台帳を手書きで記載していました。現在は、パソコンで入力したものを印刷し、冊子に綴って管理しております。

正岡委員 「永年」が「常用」になることでどう変わるのか。

学校教育部長 実際はこれまでと同じような運用になります。

中平委員 「学校沿革誌」と「卒業証書台帳」に関しては、制度的には常用として残しておく方が良いと判断する。一方で、現状の世情を見てみると残すべき資料がヒューマンエラーであったり、手続き上の瑕疵で失われていくことへの心配がある。そういった文書をしっかりと保存していく体制をとっていただきたい。また、夏季休業日の変更に関しては、事前に報告を受けていたので、このことについても異存はない。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第4号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第4号」は原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第5号 尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則及び尼崎市高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。伊元 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「議案第5号 尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則及び尼崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」をご説明申し上げます。尼崎市立特別支援学校及び幼稚園の管理運営に関する規則、尼崎市立高等学校の管理運営に関する規則につきましては、学校教育法施行規則の定めによるもののほか、尼崎市立特別支援学校及び幼稚園、また、高等学校の管理運営の基本的事項について定めることを目的とした規則でございます。改正内容としましては、議案第4号でご説明しました公文書の保存期間「永年」の廃止についてと同様のもので、特別支援学校、高等学校で作成し、管理している「学校沿革

誌」及び「卒業証書台帳」を「永年」の保存文書から「常用」の文書として整理し、規定を変更するものでございます。施行期日についても議案第4号と同じく令和6年4月1日施行としております。以上、簡単ではございますが、「議案第5号」の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

中平委員 改正内容は先程の文書の保存期限についてと同様なのか。

企画管理課長 はい、その通りです。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第5号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第5号」は原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第6号 尼崎市立学校公文書管理規程について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。伊元 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。それでは、「議案第6号 尼崎市立学校公文書管理規程について」をご説明申し上げます。「議案第6号」につきまして、本案は、令和4年4月1日に施行された「尼崎市公文書の管理等に関する条例」第12条の規定に基づき策定された「尼崎市公文書管理指針」及び条例第10条（管理体制の整備）の規定を踏まえ、実施機関である市立学校園において公文書を適正に管理するための組織体制等を定める観点から、既存の「尼崎市立学校文書規程」を全部改正し、「尼崎市立学校公文書管理規程」として名称変更を行い、新たに施行していくものです。改正内容としましては、規程第4条の「文書管理課長の職務」、第5条の「校長の職務」といった管理体制を整備しております。なお、現行規程に規定している、公文書又は公文書となるべき文書等の作成、收受、起案、回議、供覧、施行、整理、保存、廃棄その他の文書事務については、改正後の規程第8条に基づき、個別に基準を作成し必要な事項を定めてまいります。施行日は、令和6年4月1日となります。以上で「議案第6号」の説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

正岡委員 文書主任は教頭をもって充てるなどの記載があるが、教頭先生の業務がさらに増えることにはならないのか。

- 企画管理課長 収受、起案、供覧といった学校で取り扱う文書の判断を行う意思決定については、基本的にこれまでと変わりはありません。これまで以上にしっかりと文書管理を取り組んでいただくには、丁寧な説明が必要であると考えております。
- 正岡委員 学校文書規程を改正した狙いは何か。
- 企画管理課長 今回の改正は市長部局の文書の規定に準じて作成しているもので、狙いとしては、職責を明らかにしてより適正な文書事務を行うことであると考えております。
- 中平委員 公文書は非常に重要なものと認識しており、提案いただいたルールと運用はしっかりとしていただきたいと思う。行政の公文書は、市民にとっては民主主義が適切に行われているのか、行政手続きが行われているのかを検証するうえでも重要なものである。また、学校現場で抱えていた問題について、過去の事例においても、公文書などで学校現場の意思決定が追跡できなかったために事後検証もできず、責任の所在も曖昧なまま市民の批判が高まっていくようなこともあった。学校運営の中で問題が起きた時の責任の所在を明確にするためにも、学校の先生が自分自身の身を守っていくためにも、意思決定の経緯を公文書で残していくことの意味を見直し、また、会議記録や手続きを残していくことについても見直しを行い、研修などを通じて取り組んでもらいたい。
- 徳山委員 学校現場でも稟議しているのか。
- 学校教育部長 事務局と同様に校長まで決裁行為を行っております。
- 太田垣委員 震災で焼失するなどした場合、文書の再発行などは可能なのか。
- 企画管理課長 電子化された文書については、歴史博物館でバックアップを取っており、歴史博物館以外のところで管理しております。
- 中平委員 先ほど述べたことの補足であるが、公文書管理は重要と考える一方で、市民的な立場からするとお役所仕事の象徴として捉えられることもある。昨今では押印の見直しとして、ネットで決裁の手続きをとられる場合もあるので、責任の明確さは担保しつつ業務の負担軽減についても検討していただければと思う。
- 正岡委員 参考資料として各種基準（案）が付いているが、令和6年4月1日から施行される理由等はあるのか。
- 企画管理課長 令和4年4月の尼崎市公文書の管理等に関する条例の施行により、組織体制の確立や歴史的公文書としての管理などが示されたところです。これに伴いまして、行政委員会や学校についても整理が必要となりましたが、実務的に学校がどのような実態となっているのかの把握や管理職の業務量が増加しないかなどの確認に時間を要したた

め、令和6年4月1日の施行となってしまったものでございます。目指すべきところは、公文書管理を徹底することで意思形成過程の確立や後世で行う業務に資すること、ひいてはしっかりと文書管理を行うことで自己の身を守ることに繋げていくこととなります。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第6号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第6号」は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。  
伊元 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会1月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料をお開き願います。まず、総務関係でございます。1月5日に「政策推進会議」が開催されました。また、12日には、「中核市教育長会第2回総会等」が開催されました。17日には、令和5年度「1.17は忘れない」地域防災訓練を6地区の小学校で実施しました。今回のメイン会場は、立花北小学校でございました。次に、学校教育関係でございます。1月9日に、市立小学校、中学校、高等学校、あまよう特別支援学校、また、11日に、市立幼稚園の始業式を執り行いました。次に、社会教育関係でございます。1月8日に、「令和5年度20歳のセレモニー」がベイコム総合体育館で開催されました。最後に、今後の主要行事予定でございます。1月29日に、「第2回阪神7市1町教育長協議会」が猪名川町で開催される予定です。議会関係では、1月26日に閉会中の文教委員会が開催される予定です。案件としましては、尼崎市就学前教育ビジョンのパブリックコメント結果報告及びビジョンの（案）の策定についての報告、また、前回提出されました陳情に対する継続審議が予定されています教育委員会関係につきましては、2月5日15時30分から教育委員2月臨時会を予定しています。また、2月22日は、午前中に教育委員会2月定例会の開催し、午後から総合教育会議を開催できるよう調整しております。報告は以上でございます。

白畑教育長 報告は終わりました。報告内容について質疑はありませんか。

中平委員 以前、校長会との意見交換会を希望していたが、先生方がお忙しくなかなか日程が取れない状況にあると感じている。長期休業日の際や4月の教育委員会始業式の後などで設定できないかと思うがどうか。

学校教育部長 次年度の校長会の日程等を参考に検討しているところです。4月当初は異動があっ



たばかりなので難しいと考えております。

中平委員 視察でお伺いすることもあるが、なかなか腰を落ち着けて話す機会が今年度は少なかったと思うので、引き続き検討していただきたいと思う。

白畑教育長 他に質疑がございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。それでは、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

白畑教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会1月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会1月定例会の議事の全部を終了したので、午後6時30分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会1月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。